

令和 7 年度

申告の手引き

大崎市 総務部 税務課 市民税担当
各総合支所 市民福祉課

この手引きは「令和 7 年度市民税・県民税申告書」の記載方法等について説明しています。
申告書の該当する欄に必要事項を記載し、大崎市役所税務課市民税担当または各総合支所市民福祉課に提出してください。郵送での提出の際は、本人確認書類のコピー、添付書類を封筒に入れ、申告書と併せて提出してください（Eメールでの受付はできません）。

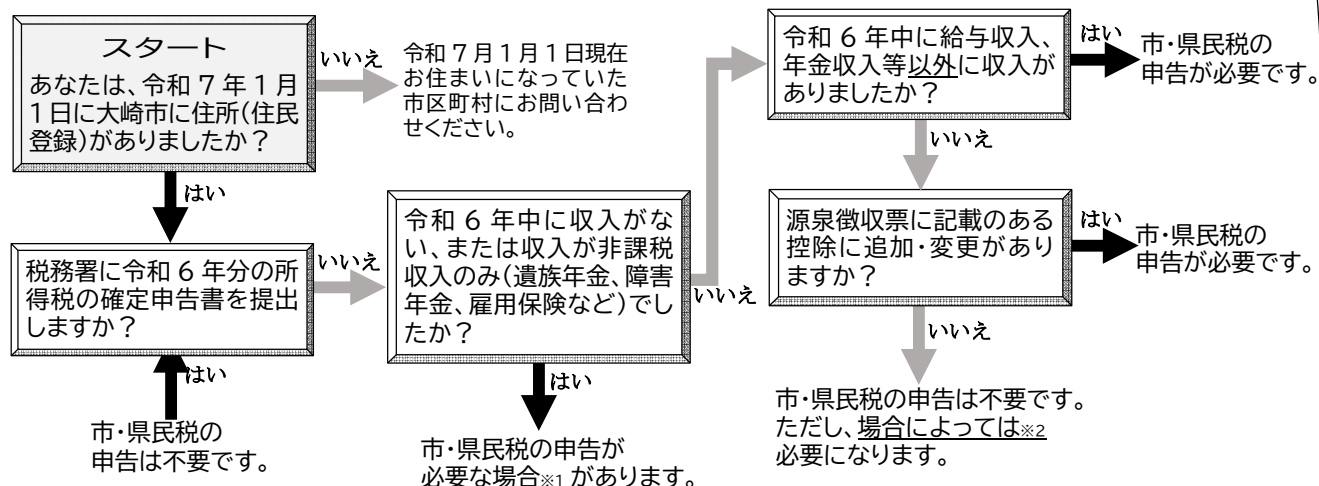
また、確定申告の申告相談受付期間に市役所・各総合支所で市・県民税申告をすることもできます。申告日程等については、広報おおさき 1 月号でご確認ください。令和 6 年中に収入がない、または非課税収入(遺族年金、障害年金、雇用保険など)のみだった方は、電話での市・県民税申告も可能です。

申告書の送付先、お問い合わせ先等は最後のページに記載してあります。

市民税・県民税の申告が必要な方

令和 7 年 1 月 1 日現在大崎市にお住まいの方。ただし、申告が不要の場合もありますので、申告の要否については下記のチャートを参考にしてください。

市民税・県民税申告要否判断チャート



※1 児童扶養手当受給、介護・障害福祉サービスの申請や各種証明書の発行を希望する際に、「収入なし」の申告が必要となる場合があります。
また、国民健康保険や後期高齢者医療保険などの加入者は、保険料(税)の算定や軽減にも関係するため、**必ず「収入なし」の申告をしてください。**

※2 令和 6 年中に給与収入がある方で、勤務先で年末調整を受けていない場合や年末調整をしている場合でも勤務先から大崎市に給与支払報告書が提出されていない場合(不明な方は勤務先に確認してください)は**申告をしてください。**

申告書の提出について

作成した申告書は、可能な限り郵送によるご提出をお願いします。郵送でご提出いただく際は、本人確認書類のコピーを忘れずに同封してください。

市・県民税申告書については、大崎市のウェブサイトから様式をダウンロードできます。また、以下の施設にも設置しています。

□申告書設置施設□

大崎市役所本庁舎税務課、各総合支所市民福祉課

志田地区公民館、西古川地区公民館、東大崎地区公民館、宮沢地区公民館、長岡地区公民館、富永地区公民館、敷玉地区公民館、清滝地区公民館、高倉地区公民館

申告書の作成に必要なもの

◎ マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバーカードをお持ちでない人は、通知カード、運転免許証、住民票の写し又はマイナンバー記載の住民票記載事項証明書、公的医療保険の被保険者証などの本人確認書類

◎ 市民税・県民税申告書

◎ 下記の明細書、証明書等のうち該当するもの

所得	営業等・農業・不動産	収支内訳書（各種帳簿、領収書等を基に作成したもの） 収入金額及び必要経費のわかる帳簿もしくは明細書等
	給与・配当・年金	源泉徴収票、支払調書、給与支払証明書等
	譲渡	契約書（金額、譲渡時期、譲渡の内容がわかるもの）、収用証明書
	その他	収入および必要経費がわかるもの
控除	雑損控除	市町村から交付された「り災証明書」、災害関連支出等の領収書等及び損害を受けた資産の明細書、盗難または火災の証明書
	医療費控除※1	・医療費控除の明細書、医療保険者などからの医療費通知書 ・生命保険や高額療養費などで補てんされた金額がわかる書類 ・セルフメディケーション税制を選択する場合は、「一定の取組を明らかにする書類」
	社会保険料控除※1※2	領収書、支払証明書 年金からの引き落とし分は源泉徴収票に記載があるため不要です
	小規模企業共済等掛金控除※1※2	支払った掛金の証明書
	生命保険料控除※1※2	支払保険料の控除証明書
	地震保険料控除※1※2	
	障害者控除	身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書等
	寄附金等税額控除※1	受領書、証明書等（市民税・県民税の対象範囲と所得税における寄附金控除の範囲は異なります）

※1 令和6年中に支払いがあったもの、令和6年分の証明となっているものが対象です。

※2 給与所得者で、年末調整の際に控除を受けているものについては、源泉徴収票で確認できますので証明書等は不要です。

申告書の書き方

▶文字・数字等ははっきり、わかりやすく書いてください。

▶住所・氏名は現在の状況で記入してください。

- 令和7年1月1日以降に住所の変更があった場合は、1月1日現在の住所等も併せて記入してください。
- 氏名にはふりがなをつけてください。

申告書 上段 枠内	◎氏名、フリガナ、生年月日、職業、電話番号、個人番号（マイナンバー）を記入してください。 ◎住所の上段に現住所を、下段に令和7年1月1日現在の住所を記入してください。
--	---

所得について

▶令和6年1月から12月までの収入・所得について記入してください。

所得の種類（所得は主に以下のようなものがあります）

事業所得	営業等所得	小売業、卸売業、製造業、サービス業、自由業（医師、外交員、ホステス等）、漁業等から生じる所得
	農業所得	米、野菜などの栽培、家畜の飼育、酪農品の生産等の事業から生じる所得
	不動産所得	家賃・地代など土地建物などの貸付等によって生じる所得
	利子所得	公社債、預貯金の利子などによる所得
	配当所得	株式に対する利益の配当などの所得
	給与所得	アルバイト・パートを含む給料、賃金、賞与などの金額の合計額
	譲渡所得（総合課税）	土地建物以外の資産の譲渡によって生じる所得 所有期間によって短期（5年以内）、長期（5年以上）に分けられます
	一時所得	上記以外の所得で、次のいずれの性質も有しない一時的な所得 ● 営利を目的とする継続的行為 ● 労務その他役務や資産の譲渡等の対価性
雑所得	公的年金等	公的な年金による所得
	業務	原稿料や講演料等副収入による所得
	その他	個人年金等上記のどの所得にも該当しない所得

そのほかに、土地・建物や特定の株式の譲渡による所得（譲渡所得）や山林を伐採して譲渡もしくは立木のままで譲渡したことによる山林所得、退職する際に受ける退職所得等があります。退職所得については、通常の場合は支払の際に源泉分離課税されていますので申告の必要はありませんが、通常2人以下の家事使用人のみを使用する者から受ける退職金や租税条約等により所得税の源泉徴収義務のない者からの退職金については申告してください。これらの所得は、分離課税となり、申告には市・県民税申告書（分離課税用）が必要となります。申告や所得の計算については、税務署または税務課市民税担当、各総合支所市民福祉課へお尋ねください。

所得金額の計算

事業所得	営業等所得 （収入金額…ア欄 所得金額…①欄）	$\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{専従者控除} = \text{営業等所得金額}$ 必要経費とは、収入を得るために直接支出した費用をいいます。 所得金額は収支内訳書を作成し計算してください。 申告書に収支内訳書を添付してください。 白色申告者の専従者控除は次のとおりです。 ● 配偶者である場合 86万円 ● 配偶者以外の場合 （1人につき）50万円 ただし、内訳書の専従者控除前の所得金額を〔専従者の人数＋1〕で割った金額が上記金額を下回る場合はその金額が専従者控除となります。
	農業所得 （収入金額…イ欄 所得金額…②欄）	$\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{専従者控除} = \text{農業所得金額}$ 考え方は営業等所得と同じです。収入に関する資料（出荷証明書、とも補償に関する証明書等）、経費に関する資料（農協の発行する年次取引集計表、水利費の領収書、委託料の領収書等）をもとに収支内訳書を作成し、計算してください。 申告書に収支内訳書を添付してください。

不動産所得 収入金額…ウ欄 所得金額…③欄	収入金額 − 必要経費 − 専従者控除 = 不動産所得金額 考え方は営業等所得と同じです。収支内訳書によって計算してください。																																														
利子所得 収入金額…エ欄 所得金額…④欄	利子所得には必要経費が認められません。収入金額をそのまま所得金額として記入してください。																																														
配当所得 収入金額…オ欄 所得金額…⑤欄	収入金額 − 株式等を取得するための負債の利子 = 配当所得金額 経費は元本を取得するための負債の利子に限り、それ以外は認められません。																																														
給与所得 収入金額…カ欄 所得金額…⑥欄	収入金額 − 給与所得控除額 = 給与所得金額 給与所得の求め方は下の表を参考にしてください。 給与所得早算表 <table><thead><tr><th colspan="2">給与等の収入金額の合計額(円)</th><th colspan="2">給与所得の金額(円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>～</td><td>550,999</td><td colspan="2">0</td></tr><tr><td>551,000</td><td>～ 1,618,999</td><td colspan="2">給与等の収入金額－550,000</td></tr><tr><td>1,619,000</td><td>～ 1,619,999</td><td colspan="2">1,069,000</td></tr><tr><td>1,620,000</td><td>～ 1,621,999</td><td colspan="2">1,070,000</td></tr><tr><td>1,622,000</td><td>～ 1,623,999</td><td colspan="2">1,072,000</td></tr><tr><td>1,624,000</td><td>～ 1,627,999</td><td colspan="2">1,074,000</td></tr><tr><td>1,628,000</td><td>～ 1,799,999</td><td rowspan="3">給与等の収入金額÷4 (千円未満切り捨て) ・・・A</td><td>A×2.4+100,000</td></tr><tr><td>1,800,000</td><td>～ 3,599,999</td><td>A×2.8－80,000</td></tr><tr><td>3,600,000</td><td>～ 6,599,999</td><td>A×3.2－440,000</td></tr><tr><td>6,600,000</td><td>～ 8,499,999</td><td colspan="2">収入金額×0.9－1,100,000</td></tr><tr><td>8,500,000</td><td>～</td><td colspan="2">収入金額－1,950,000</td></tr></tbody></table> 【所得金額調整控除】 下記の所得金額調整控除の対象となる場合、申告書裏面「15 所得金額調整控除に関する事項」に必要事項をご記入いただき、給与所得金額から下記の所得金額調整控除を差し引いた額を申告書⑥欄に記入してください。 ●給与収入の合計が850万円を超える方で、23歳未満の扶養親族がいる場合、または本人、同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合。 所得金額調整控除 = (給与収入※－850万円) × 0.1 ※給与収入が1,000万円超の場合、計算に使用する金額は1,000万円 ●給与所得控除後の給与等の所得金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合。 所得金額調整控除＝給与所得※＋公的年金等雑所得※－10万円 ※給与所得及び公的年金等雑所得が10万円を超える場合、計算に使用する金額は10万円	給与等の収入金額の合計額(円)		給与所得の金額(円)		～	550,999	0		551,000	～ 1,618,999	給与等の収入金額－550,000		1,619,000	～ 1,619,999	1,069,000		1,620,000	～ 1,621,999	1,070,000		1,622,000	～ 1,623,999	1,072,000		1,624,000	～ 1,627,999	1,074,000		1,628,000	～ 1,799,999	給与等の収入金額÷4 (千円未満切り捨て) ・・・A	A×2.4+100,000	1,800,000	～ 3,599,999	A×2.8－80,000	3,600,000	～ 6,599,999	A×3.2－440,000	6,600,000	～ 8,499,999	収入金額×0.9－1,100,000		8,500,000	～	収入金額－1,950,000	
給与等の収入金額の合計額(円)		給与所得の金額(円)																																													
～	550,999	0																																													
551,000	～ 1,618,999	給与等の収入金額－550,000																																													
1,619,000	～ 1,619,999	1,069,000																																													
1,620,000	～ 1,621,999	1,070,000																																													
1,622,000	～ 1,623,999	1,072,000																																													
1,624,000	～ 1,627,999	1,074,000																																													
1,628,000	～ 1,799,999	給与等の収入金額÷4 (千円未満切り捨て) ・・・A	A×2.4+100,000																																												
1,800,000	～ 3,599,999		A×2.8－80,000																																												
3,600,000	～ 6,599,999		A×3.2－440,000																																												
6,600,000	～ 8,499,999	収入金額×0.9－1,100,000																																													
8,500,000	～	収入金額－1,950,000																																													

雑所得	公的年金等の所得の計算は年齢によって異なります。 公的年金等雑所得の求め方は下の表を参考にしてください。 公的年金等雑所得早算表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 齢 区 分</th> <th>公的年金等の収入金額の合計額 (円)</th> <th>割合 (%)</th> <th>控除額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">昭和35年1月2日以降に生まれた方 (65歳未満の方)</td> <td colspan="3">公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は、所得金額は“0”</td> </tr> <tr> <td>600,001 ～ 1,300,000</td> <td>100</td> <td>600,000</td> </tr> <tr> <td>1,300,001 ～ 4,100,000</td> <td>75</td> <td>275,000</td> </tr> <tr> <td>4,100,001 ～ 7,700,000</td> <td>85</td> <td>685,000</td> </tr> <tr> <td>7,700,001 ～ 10,000,000</td> <td>95</td> <td>1,455,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">昭和35年1月1日以前に生まれた方 (65歳以上の方)</td> <td>10,000,001 ～</td> <td>100</td> <td>1,955,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は、所得金額は“0”</td> </tr> <tr> <td>1,100,001 ～ 3,300,000</td> <td>100</td> <td>1,100,000</td> </tr> <tr> <td>3,300,001 ～ 4,100,000</td> <td>75</td> <td>275,000</td> </tr> <tr> <td>4,100,001 ～ 7,700,000</td> <td>85</td> <td>685,000</td> </tr> <tr> <td>7,700,001 ～ 10,000,000</td> <td>95</td> <td>1,455,000</td> </tr> <tr> <td>10,000,001 ～</td> <td>100</td> <td>1,955,000</td> </tr> </tbody> </table>	年 齢 区 分	公的年金等の収入金額の合計額 (円)	割合 (%)	控除額 (円)	昭和35年1月2日以降に生まれた方 (65歳未満の方)	公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は、所得金額は“0”			600,001 ～ 1,300,000	100	600,000	1,300,001 ～ 4,100,000	75	275,000	4,100,001 ～ 7,700,000	85	685,000	7,700,001 ～ 10,000,000	95	1,455,000	昭和35年1月1日以前に生まれた方 (65歳以上の方)	10,000,001 ～	100	1,955,000	公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は、所得金額は“0”			1,100,001 ～ 3,300,000	100	1,100,000	3,300,001 ～ 4,100,000	75	275,000	4,100,001 ～ 7,700,000	85	685,000	7,700,001 ～ 10,000,000	95	1,455,000	10,000,001 ～	100	1,955,000	収入金額…キ欄 所得金額…⑦欄
	年 齢 区 分	公的年金等の収入金額の合計額 (円)	割合 (%)	控除額 (円)																																								
	昭和35年1月2日以降に生まれた方 (65歳未満の方)	公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は、所得金額は“0”																																										
		600,001 ～ 1,300,000	100	600,000																																								
1,300,001 ～ 4,100,000		75	275,000																																									
4,100,001 ～ 7,700,000		85	685,000																																									
7,700,001 ～ 10,000,000		95	1,455,000																																									
昭和35年1月1日以前に生まれた方 (65歳以上の方)	10,000,001 ～	100	1,955,000																																									
	公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は、所得金額は“0”																																											
	1,100,001 ～ 3,300,000	100	1,100,000																																									
	3,300,001 ～ 4,100,000	75	275,000																																									
	4,100,001 ～ 7,700,000	85	685,000																																									
7,700,001 ～ 10,000,000	95	1,455,000																																										
10,000,001 ～	100	1,955,000																																										
業 務 ※令和4年以後の所得税において、業務に係る雑所得を有する場合で、その年の前々々年分の業務に係る雑所得の収入金額が300万円を超える方は、現金預金取引等関係書類を保存しなければならないこととされています。詳しくは税務署へお問い合わせください。	収入金額…ク欄 所得金額…⑧欄																																											
その他	収入金額…ケ欄 所得金額…⑨欄																																											
※雑所得の金額の計算上生じた損失の金額は、他の所得の金額と損益通算できません。																																												
譲渡所得 収入金額…コ・サ欄 所得金額…⑪欄	収入金額 － 必要経費（取得費及び譲渡費用） － 特別控除 ＝ 譲渡所得金額 譲渡所得は、分離課税と総合課税に分かれます。土地建物、株式等の譲渡は分離課税とされ、その他のものは総合課税となります。 また、それぞれ所有期間の長短によって長期譲渡と短期譲渡に分かれます。特別控除額は、短期、長期両方の所得があるときでも、合計額に対して50万円となり、先に短期の譲渡益から差し引きます。ただし、収入金額－必要経費金額の合計（A）が50万円以下の場合は、特別控除＝Aとなり、譲渡所得は0となります。																																											
一時所得 収入金額…シ欄 所得金額…⑪欄	収入金額 － 必要経費 － 特別控除 ＝ 一時所得 特別控除額は50万円です。ただし、収入金額－必要経費の合計（A）が50万円以下の場合は、特別控除＝Aとなり、一時所得は0となります。																																											
○どちらの所得もある申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を記入して計算してください。また、長期譲渡所得と一時所得については、計算された所得金額の1/2が課税の対象になります。 ○総合課税の譲渡所得や一時所得がある場合で、事業所得、不動産所得、総合課税の譲渡所得のいずれかに赤字があるときは、計算が異なりますので注意してください。																																												

所得控除について

▶当てはまるものについて計算し申告書に記入してください。

所得金額の計算

社会保険料控除 （申告書⑬欄）	自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が負担すべき社会保険料（国民健康保険料，後期高齢者医療保険料，介護保険料，国民年金保険料，社会保険・厚生年金等）について支払った金額。 ※天引きされている保険料を他の人が支払ったことにはできません。																																
小規模企業共済等掛金控除 （申告書⑭欄）	小規模企業共済法による第一種共済契約掛金及び心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法に規定する年金加入者掛金について支払った金額。																																
生命保険料控除 （申告書⑮欄）	生命保険契約や個人年金契約等に基づいて支払った保険料がある場合。 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なりますので下記の表によって控除額を計算してください。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">住民税</th></tr><tr><th>年間支払保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td rowspan="4">①新契約 (H24.1.1以後締結)</td><td>12,000円以下</td><td>支払保険料の全額</td></tr><tr><td>12,000円超 32,000円以下</td><td>支払保険料の1／2+ 6,000円</td></tr><tr><td>32,000円超 56,000円以下</td><td>支払保険料の1／4+14,000円</td></tr><tr><td>56,000円超</td><td>一律28,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">②旧契約 (H23.12.31以前締結)</td><td>15,000円以下</td><td>支払保険料の全額</td></tr><tr><td>15,000円超 40,000円以下</td><td>支払保険料の1／2+ 7,500円</td></tr><tr><td>40,000円超 70,000円以下</td><td>支払保険料の1／4+17,500円</td></tr><tr><td>70,000円超</td><td>一律35,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">③新契約・旧契約 双方に加入している場合</td><td colspan="2">以下のいずれか選択</td></tr><tr><td>新契約のみを適用</td><td>①の方法で算定した額（C）</td></tr><tr><td>旧契約のみを適用</td><td>②の方法で算定した額（D）</td></tr><tr><td>双方について適用</td><td>（C）+（D） 上限28,000円</td></tr></table> ※①新契約と②旧契約双方に加入している場合は、①新契約のみを適用 ②旧契約のみを適用 ③新・旧双方を適用（この場合の生命保険料控除額と個人年金保険料控除額の上限は、所得税4万円・住民税2.8万円となります）のいずれかを選択します。		住民税		年間支払保険料	控除額	①新契約 (H24.1.1以後締結)	12,000円以下	支払保険料の全額	12,000円超 32,000円以下	支払保険料の1／2+ 6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料の1／4+14,000円	56,000円超	一律28,000円	②旧契約 (H23.12.31以前締結)	15,000円以下	支払保険料の全額	15,000円超 40,000円以下	支払保険料の1／2+ 7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払保険料の1／4+17,500円	70,000円超	一律35,000円	③新契約・旧契約 双方に加入している場合	以下のいずれか選択		新契約のみを適用	①の方法で算定した額（C）	旧契約のみを適用	②の方法で算定した額（D）	双方について適用	（C）+（D） 上限28,000円
	住民税																																
	年間支払保険料	控除額																															
①新契約 (H24.1.1以後締結)	12,000円以下	支払保険料の全額																															
	12,000円超 32,000円以下	支払保険料の1／2+ 6,000円																															
	32,000円超 56,000円以下	支払保険料の1／4+14,000円																															
	56,000円超	一律28,000円																															
②旧契約 (H23.12.31以前締結)	15,000円以下	支払保険料の全額																															
	15,000円超 40,000円以下	支払保険料の1／2+ 7,500円																															
	40,000円超 70,000円以下	支払保険料の1／4+17,500円																															
	70,000円超	一律35,000円																															
③新契約・旧契約 双方に加入している場合	以下のいずれか選択																																
	新契約のみを適用	①の方法で算定した額（C）																															
	旧契約のみを適用	②の方法で算定した額（D）																															
	双方について適用	（C）+（D） 上限28,000円																															
地震保険料控除 （申告書⑯欄）	居住用家屋・生活用動産を保険や共済の目的とする地震保険契約の地震保険料を支払った場合。（長期損害保険契約に係る保険料を含む） 『地震保険料』と『長期損害保険料』を区分して、それぞれの支払保険料の合計額から下記の表によって控除額を計算してください。（一契約で地震保険、長期損害保険の両方に該当する場合は、一方の保険料額を選択することになります。） <table><tr><th>保険料の区分</th><th>支払った保険料の金額</th><th>損害保険料控除額</th></tr><tr><td rowspan="3">①長期損害保険料のみ</td><td>5,000 円以下</td><td>支払った保険料の全額</td></tr><tr><td>5,000 円超 15,000 円以下</td><td>支払った保険料×1/2+2,500 円</td></tr><tr><td>15,000 円超</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">②地震保険料のみ</td><td>50,000 円以下</td><td>支払った保険料の 1/2</td></tr><tr><td>50,000 円超</td><td>25,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">③長期損害・地震の両方</td><td>（ア）①により求めた金額と、②により求めた金額との合計額が 25,000 円以下の場合</td><td>その合計額の全額</td></tr><tr><td>（イ）上記（ア）の合計額が 25,000 円超の場合</td><td>一律に 25,000 円</td></tr></table>	保険料の区分	支払った保険料の金額	損害保険料控除額	①長期損害保険料のみ	5,000 円以下	支払った保険料の全額	5,000 円超 15,000 円以下	支払った保険料×1/2+2,500 円	15,000 円超	10,000 円	②地震保険料のみ	50,000 円以下	支払った保険料の 1/2	50,000 円超	25,000 円	③長期損害・地震の両方	（ア）①により求めた金額と、②により求めた金額との合計額が 25,000 円以下の場合	その合計額の全額	（イ）上記（ア）の合計額が 25,000 円超の場合	一律に 25,000 円												
保険料の区分	支払った保険料の金額	損害保険料控除額																															
①長期損害保険料のみ	5,000 円以下	支払った保険料の全額																															
	5,000 円超 15,000 円以下	支払った保険料×1/2+2,500 円																															
	15,000 円超	10,000 円																															
②地震保険料のみ	50,000 円以下	支払った保険料の 1/2																															
	50,000 円超	25,000 円																															
③長期損害・地震の両方	（ア）①により求めた金額と、②により求めた金額との合計額が 25,000 円以下の場合	その合計額の全額																															
	（イ）上記（ア）の合計額が 25,000 円超の場合	一律に 25,000 円																															

寡婦・ひとり親控除 申告書⑰～⑱欄 令和6年12月31日現在	ひとり親(婚姻歴や性別に関わらず、自己と生計を一にする子を有する単身者)の方、ひとり親に該当しない方で、婚姻後、夫と死別または生死不明又は離婚をした後婚姻をしておらず、扶養親族がいる方。対象と控除額は下の表のとおりです。(令和6年中の合計所得金額が500万円を超える場合を除く) <table><tr><th>申告者</th><th>扶 養 寡婦・ひとり親の要件</th><th>死 別</th><th>離 婚</th><th>未 婚</th></tr><tr><td rowspan="3">女 性</td><td>子</td><td>30万円</td><td>30万円</td><td>30万円</td></tr><tr><td>子以外</td><td>26万円</td><td>26万円</td><td></td></tr><tr><td>な し</td><td>26万円</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">男 性</td><td>子</td><td>30万円</td><td>30万円</td><td>30万円</td></tr><tr><td>子以外</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>な し</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ❖寡婦・ひとり親に該当する方で、令和6年中の合計所得金額が135万円以下の場合は、住民税非課税の要件に当てはまりますので、必要に応じて控除の申告をするようにしてください。	申告者	扶 養 寡婦・ひとり親の要件	死 別	離 婚	未 婚	女 性	子	30万円	30万円	30万円	子以外	26万円	26万円		な し	26万円			男 性	子	30万円	30万円	30万円	子以外				な し			
申告者	扶 養 寡婦・ひとり親の要件	死 別	離 婚	未 婚																												
女 性	子	30万円	30万円	30万円																												
	子以外	26万円	26万円																													
	な し	26万円																														
男 性	子	30万円	30万円	30万円																												
	子以外																															
	な し																															
勤労学生控除 申告書⑲欄 令和6年12月31日現在	大学、高等専門学校、高等学校、盲学校、養護学校などの学生、生徒や、一定の課程を履修する専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける人で、自己の勤労による給与所得等がある方。 上記かつ、各所得の金額の合計額が75万円以下で、給与所得等以外の所得が10万円以下の方に限ります。控除額は26万円です。																															
障害者控除 申告書⑳欄 令和6年12月31日現在 死亡した場合はその時点	・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方 ・障害者控除対象者認定書の交付を受けている方 納税義務者自身、又は同一生計配偶者及び扶養親族が上記の方。申告書⑳障害者控除の欄に該当する方の氏名、個人番号、障害の程度を記入してください。 障害者控除の区分と控除額については下の表のとおりです。 <table><tr><th>区 分</th><th>控除額</th><th>対 象</th></tr><tr><td>特別障害者控除</td><td>30万円</td><td>身体障害者手帳1・2級、療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級 重度の知的障害者と認定された方 障害者控除対象者認定書(特別障害者)</td></tr><tr><td>障害者控除</td><td>26万円</td><td>上記以外の障害の方</td></tr><tr><td>同居特別障害者控除</td><td>53万円</td><td>特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方 ※老人ホームなどへ入居している場合は同居を常としているとはいえません。</td></tr></table> ❖あなたが障がい者に該当する方で、令和6年中の合計所得金額が135万円以下の場合は、住民税非課税の要件に当てはまりますので、必要に応じて控除の申告をするようにしてください。	区 分	控除額	対 象	特別障害者控除	30万円	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級 重度の知的障害者と認定された方 障害者控除対象者認定書(特別障害者)	障害者控除	26万円	上記以外の障害の方	同居特別障害者控除	53万円	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方 ※老人ホームなどへ入居している場合は同居を常としているとはいえません。																			
区 分	控除額	対 象																														
特別障害者控除	30万円	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級 重度の知的障害者と認定された方 障害者控除対象者認定書(特別障害者)																														
障害者控除	26万円	上記以外の障害の方																														
同居特別障害者控除	53万円	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方 ※老人ホームなどへ入居している場合は同居を常としているとはいえません。																														
配偶者控除 申告書㉑～㉒欄 令和6年12月31日現在 死亡した場合はその時点	自己と生計を一にしている配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下である人(他の人の扶養親族となっている人、専従者になっている人を除く)を有する方。申告書㉑～㉒の欄に該当する方の氏名、生年月日等を記入してください。納税義務者の所得によって控除額が異なります(下表参照)。また、配偶者控除は夫婦の間で互いに受けることはできません。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="4">納税義務者の合計所得金額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th><th>1000万円超</th></tr><tr><td>一般控除対象配偶者 (～69歳)</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td><td>0円</td></tr><tr><td>老人控除対象配偶者 (S30.1.1以前生まれ(70歳以上))</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td><td>0円</td></tr></table> ※あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合には配偶者控除の適用はなくなりますが、障害者控除の要件を満たす場合には障害者控除を適用できます。		納税義務者の合計所得金額				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1000万円超	一般控除対象配偶者 (～69歳)	33万円	22万円	11万円	0円	老人控除対象配偶者 (S30.1.1以前生まれ(70歳以上))	38万円	26万円	13万円	0円												
	納税義務者の合計所得金額																															
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1000万円超																												
一般控除対象配偶者 (～69歳)	33万円	22万円	11万円	0円																												
老人控除対象配偶者 (S30.1.1以前生まれ(70歳以上))	38万円	26万円	13万円	0円																												

配偶者特別控除 （申告書②①～②②欄） 令和6年12月31日現在 死亡した場合はその時点	自己と生計を一にしている配偶者のうち、合計所得金額が 48 万円を超え 133 万円以下の人（専従者を除く）を有する方。申告書②①～②②の欄に該当する方の氏名、生年月日、配偶者の合計所得金額等を記入してください。控除の額は、納税義務者の所得と配偶者の所得によって異なります。（下表参照）また、配偶者特別控除は夫婦の間で互いに受けることはできません。 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th></tr><tr><th>900 万円以下</th><th>900 万円超 950 万円以下</th><th>950 万円超 1,000 万円以下</th></tr><tr><td rowspan="8">配偶者の合計所得金額</td><td>48万円超 100万円以下</td><td>33 万円</td><td>22 万円</td><td>11 万円</td></tr><tr><td>100万円超 105万円以下</td><td>31 万円</td><td>21 万円</td><td>11 万円</td></tr><tr><td>105万円超 110万円以下</td><td>26 万円</td><td>18 万円</td><td>9万円</td></tr><tr><td>110万円超 115万円以下</td><td>21 万円</td><td>14 万円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>115万円超 120万円以下</td><td>16 万円</td><td>11 万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td>120万円超 125万円以下</td><td>11 万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>125万円超 130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>130万円超 133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr></table>			納税義務者の合計所得金額			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	配偶者の合計所得金額	48万円超 100万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	100万円超 105万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	105万円超 110万円以下	26 万円	18 万円	9万円	110万円超 115万円以下	21 万円	14 万円	7万円	115万円超 120万円以下	16 万円	11 万円	6万円	120万円超 125万円以下	11 万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
				納税義務者の合計所得金額																																						
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下																																						
配偶者の合計所得金額	48万円超 100万円以下	33 万円	22 万円	11 万円																																						
	100万円超 105万円以下	31 万円	21 万円	11 万円																																						
	105万円超 110万円以下	26 万円	18 万円	9万円																																						
	110万円超 115万円以下	21 万円	14 万円	7万円																																						
	115万円超 120万円以下	16 万円	11 万円	6万円																																						
	120万円超 125万円以下	11 万円	8万円	4万円																																						
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																						
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																						
扶養控除 （申告書②③欄） 令和6年12月31日現在 死亡した場合はその時点	自己と生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下である人（配偶者、専従者を除く）を有する場合、扶養控除として次の金額を差し引くことができます。申告書②③の欄に該当する方の氏名、生年月日等を記入してください。 16 歳未満の扶養親族については、所得控除には該当しませんが、氏名、生年月日等を省略せず記入してください。 <table><tr><th>区分</th><th>対象</th><th>控除額</th></tr><tr><td>老人扶養</td><td>S30.1.1 以前生まれ（70 歳以上）</td><td>38 万円</td></tr><tr><td>同居老親等扶養</td><td>老人扶養親族があなたやその配偶者のいずれかと同居しており、いずれかの直系尊属である方</td><td>45 万円</td></tr><tr><td>一般の扶養</td><td>H18.1.2～H21.1.1 生（16 歳以上 19 歳未満） S30.1.2～H14.1.1 生（23 歳以上 70 歳未満）</td><td>33 万円</td></tr><tr><td>特定扶養</td><td>H14.1.2～H18.1.1 生（19 歳以上 23 歳未満）</td><td>45 万円</td></tr><tr><td>年少（16 歳未満）扶養</td><td>H21.1.1 以後生まれ（16 歳未満）</td><td>0 円</td></tr></table> ※扶養親族に障がい者の方がいる場合、障害者控除を受けることができます。	区分	対象	控除額	老人扶養	S30.1.1 以前生まれ（70 歳以上）	38 万円	同居老親等扶養	老人扶養親族があなたやその配偶者のいずれかと同居しており、いずれかの直系尊属である方	45 万円	一般の扶養	H18.1.2～H21.1.1 生（16 歳以上 19 歳未満） S30.1.2～H14.1.1 生（23 歳以上 70 歳未満）	33 万円	特定扶養	H14.1.2～H18.1.1 生（19 歳以上 23 歳未満）	45 万円	年少（16 歳未満）扶養	H21.1.1 以後生まれ（16 歳未満）	0 円																							
区分	対象	控除額																																								
老人扶養	S30.1.1 以前生まれ（70 歳以上）	38 万円																																								
同居老親等扶養	老人扶養親族があなたやその配偶者のいずれかと同居しており、いずれかの直系尊属である方	45 万円																																								
一般の扶養	H18.1.2～H21.1.1 生（16 歳以上 19 歳未満） S30.1.2～H14.1.1 生（23 歳以上 70 歳未満）	33 万円																																								
特定扶養	H14.1.2～H18.1.1 生（19 歳以上 23 歳未満）	45 万円																																								
年少（16 歳未満）扶養	H21.1.1 以後生まれ（16 歳未満）	0 円																																								
基礎控除 （申告書②④欄）	納税義務者は、合計所得金額に応じて、下表の金額を控除できます。 <table><tr><th>合計所得金額</th><th>基礎控除額</th></tr><tr><td>2,400 万円以下</td><td>43 万円</td></tr><tr><td>2,400 万円超 2,450 万円以下</td><td>29 万円</td></tr><tr><td>2,450 万円超 2,500 万円以下</td><td>15 万円</td></tr><tr><td>2,500 万円超</td><td>0 円</td></tr></table>	合計所得金額	基礎控除額	2,400 万円以下	43 万円	2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円	2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円	2,500 万円超	0 円																															
合計所得金額	基礎控除額																																									
2,400 万円以下	43 万円																																									
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円																																									
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円																																									
2,500 万円超	0 円																																									
雑損控除 （申告書②⑥欄）	災害、盗難または横領によって生活用資産などに損害を受けたときに控除の対象になります。控除額は、次のうちいずれか多い金額になります。 ◎ $(\text{損害金額} - \text{保険金などで補てんされる金額}) - \text{総所得金額等の合計金額} \times 1 / 10$ ◎ $\text{差引損失額のうち災害関連支出の金額} - 5 \text{万円}$ 雑損控除の計算の詳細については、税務署へお問い合わせください。																																									

医療費控除 申告書^{②⑦}欄	①医療費控除（控除限度額 200 万円） 自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために病院等に支払った治療費、医薬品購入費、看護師、助産師等への支払い費、通院費、の合計額が 10 万円または申告書の「⑫合計」金額の 5%のいずれか少ない方の金額を超える場合。介護保険サービスについては、一定条件のもとで適用になる場合がありますのでお問い合わせ下さい。 $\text{差引負担額} - (10 \text{ 万円と合計所得金額の } 5\% \text{ のいずれか少ない方の金額}) = \text{控除額}$ ②セルフメディケーション税制による医療費控除の特例（控除限度額 8 万 8 千円） 健康の保持増進及び疾病の予防について一定の取組を行っている方が、自己や自己と生計を一にする配偶者その他親族のために支払った、特定一般用薬品等購入費（スイッチ OTC 医薬品）の金額が 1 万 2 千円を超える場合。 $\text{差引負担額} - 1 \text{ 万 } 2 \text{ 千円} = \text{控除額}$ ①と②いずれか一方のみ適用できます。 この控除を受ける場合は、医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書を添付しなければなりません。
---	---

申告書裏面の記載について

「6 給与所得等の内訳」、「7 事業・不動産の所得に関する事項」、「8 配当所得に関する事項」、「9 雑所得(公的年金以外)に関する事項」、「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」、「11 事業専従者に関する事項」、「12 別居の扶養親族等に関する事項」、「13 事業税に関する事項」、「14 寄附金に関する事項」、「15 所得金額調整控除に関する事項」のいずれかに該当する場合は、必要事項をご記入ください。

申告書の提出先・問い合わせ先

※申告相談の日程・場所については広報おおさき1月号でご確認ください。

大崎市総務部税務課 市民税担当 〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号
TEL 0229-23-2148 内線 3204~3206、3221

松山総合支所 市民福祉課 〒987-1395 大崎市松山千石字広田30番地
TEL 0229-55-2114

三本木総合支所 市民福祉課 〒989-6321 大崎市三本木字大豆坂24番地3
TEL 0229-52-2114

鹿島台総合支所 市民福祉課 〒989-4192 大崎市鹿島台平渡字上戸下26番地2
TEL 0229-56-7114

岩出山総合支所 市民福祉課 〒989-6492 大崎市岩出山字船場21番地
TEL 0229-72-1212

鳴子総合支所 市民福祉課 〒989-6892 大崎市鳴子温泉字鷺ノ巣86番地1
TEL 0229-82-3131

田尻総合支所 市民福祉課 〒989-4308 大崎市田尻沼部字富岡183番地3
TEL 0229-38-1155

株式等の譲渡、先物取引、山林所得、退職所得等の所得、住宅借入金等特別控除や亡くなった方の準確定申告については、税務署での申告が必要になる場合があります。上記の所得や計算方法等については、税務署または税務課市民税担当、各総合支所市民福祉課へお尋ねください。

古川税務署

〒989-6185 宮城県大崎市古川旭六丁目2番15号

TEL 0229-22-1711 (音声ガイダンスになりますので、該当する番号を押してください。)

市民税・県民税の概要

1. 市民税・県民税について

市県民税（個人住民税）は次の2つから構成されています。

所得割・・・前年の所得金額に応じて課税

均等割・・・定額で課税

市県民税の課税の対象になるのは、1月1日現在大崎市に住所がある方です。

2. 所得割

所得割額は、前年の所得金額に応じて課税されます。

所得割

$$\left(\begin{array}{c} \text{課税所得金額} \\ \text{（令和6年中の} \\ \text{所得金額} \text{ － 所得控除額）} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{税率 10\%} \\ \text{（市民税 6\%} \\ \text{県民税 4\%）} \end{array} \right) \text{ － 税額控除額}$$

3. 均等割

均等割は、合計所得金額が基準額を超える方に対し定額で課税されます。

5,200 円（市民税：3,000 円、県民税：2,200 円）

なお、県民税のうち 1,200 円は「みやぎ環境税」です。

4. 個人住民税が課税されない方

（1）均等割・所得割とも非課税

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方（1月1日時点で該当の方）
- ② 障がい者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当する方で、令和6年中の合計所得金額が135万円以下の方（給与所得者の年収で算定した場合、年収204万4千円以下の人）
- ③ 令和6年中の合計所得金額が下記の金額の方
〈大崎市の場合〉
 - ・同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合
43万円 以下
 - ・同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合
 $33 \text{ 万円} \times (\text{同一生計配偶者} \cdot \text{扶養親族} \cdot \text{本人の合計人数}) + 10 \text{ 万円} + 16 \text{ 万} 8 \text{ 千円}$ 以下

（2）所得割が非課税

- ① 令和6年中の総所得金額等が下記の金額の方
〈大崎市の場合〉
 - ・同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合
45万円 以下
 - ・同一生計配偶者及び扶養親族がいる場合
 $35 \text{ 万円} \times (\text{同一生計配偶者} \cdot \text{扶養親族} \cdot \text{本人の合計人数}) + 10 \text{ 万円} + 32 \text{ 万円}$ 以下

5. 森林環境税

令和6年度より、国内に住所を有する個人に対して森林環境税（国税）が年額 1,000 円課税されます。森林環境税は市町村区において、均等割と併せて課税されます。

森林環境税（国税）は合計所得金額が下記の金額の方には課税されません。

〈大崎市の場合〉

- ・同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合

38万円 以下

- ・同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合

28万円×（同一生計配偶者・扶養親族・本人の合計人数）＋10万円＋16万8千円 以下

※ 森林環境税（国税）と市民税・県民税の非課税となる基準となる金額が異なるため、森林環境税（国税）の 1,000 円のみが課税となる場合があります。

6. 市民税・県民税の計算（分離課税となる所得金額がない場合）

$$\text{年税額} = \left(\begin{array}{l} \text{均等割額 5,200円} \\ \text{市民税 3,000円} \\ \text{県民税 2,200円} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{課税総所得金額} \\ \text{令和6年中の 一所得控除額} \\ \text{所得金額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{税率 10\%} \\ \text{市民税 6\%} \\ \text{県民税 4\%} \end{array} \right) - \text{税額控除額} + \text{森林環境税 1,000円}$$

＜計算例＞

Aさん □給与収入 3,545,200 円

□所得控除の合計額 1,376,000 円

（社会保険料控除 536,000 円 配偶者控除 330,000 円 生命保険料控除 80,000 円 基礎控除 430,000 円）の場合

○給与所得額の計算

$$\begin{array}{l} \text{（給与収入）} \\ 3,545,200 \text{ 円} \end{array} \div 4 \text{ (千円未満端数切捨て)} \times 2.8 - 80,000 \text{ 円} = \begin{array}{l} \text{（給与所得）} \\ \underline{2,400,800 \text{ 円}} \end{array}$$

○課税総所得金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{〔所得金額の合計〕} \quad \underline{2,400,800 \text{ 円}} \\ - \quad \text{〔控除の合計〕} \quad \underline{1,376,000 \text{ 円}} \\ = \text{〔課税総所得金額〕} \quad \underline{1,024,000 \text{ 円}} \quad \dots A \\ \quad \quad \quad \text{※千円未満切捨て} \end{array}$$

○税額の計算

	市民税	県民税
A 課税総所得金額	1,024,000 円	
B 税率	6%	4%
C A×B	61,440 円	40,960 円
D 税額控除額	3,000 円	2,000 円
（内 調整控除※1）	（3,000 円）	（2,000 円）
E C－D	58,440 円	38,960 円
F 所得割額 （百円未満切り捨て）	58,400 円	38,900 円
G 均等割額	3,000 円	2,200 円
H 森林環境税	1,000 円	
年税額 F＋G＋H	103,500 円	

▶調整控除額の計算過程

合計課税所得（1,024,000 円）が 200 万円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{〔人的控除の差の合計額〕} \\ \underline{100,000} \\ \text{配偶者控除 50,000} \\ \text{基礎控除 50,000} \\ \text{〔合計課税所得〕} \\ \underline{1,024,000} \\ \text{市民税 } 100,000 \times 3\% = \underline{3,000 \text{ 円}} \\ \text{県民税 } 100,000 \times 2\% = \underline{2,000 \text{ 円}} \end{array}$$

いずれか
少ない方

※1 調整控除額について（合計所得 2,500 万円以下の方に限る）

調整控除とは、市民税・県民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があることから、人的控除の適用状況に応じて市民税・県民税所得割額を減額することによって税負担が変わらないよう調整するための減額措置のことです。

○調整控除の算出

[合計課税所得が 200 万円以下の方]

人的控除の差額※2 の合計額 と 課税所得金額 の

いずれか少ない額の 5%（市民税 3% 県民税 2%）に相当する金額。

[合計課税所得が 200 万円超の方]

人的控除の差額※2 の合計額 から 課税所得金額－200 万円 を

控除した金額（5 万円を下回る場合は 5 万円）の 5%（市民税 3% 県民税 2%）に相当する金額。

※2 人的控除の差額の算出方法

○申告書の人的控除（⑰～⑳）のうち、該当する項目の「人的控除差額」（下表参照）に控除対象の人数を乗じます。各差額の合計額が「人的控除差額」となります。

- 障害者控除については、同一生計配偶者及び 16 歳未満の扶養親族を含めた対象者。
- 扶養控除については 16 歳未満扶養は含めません。

申告書 記載欄	控除の種類		人的控除差額		
⑰	寡婦控除		1 万円		
⑱	ひとり親控除	父	1 万円		
		母	5 万円		
⑲	勤労学生控除		1 万円		
㉑	障害者控除	普通	1 万円		
		特別	10 万円		
		同居特別	22 万円		
	納税者本人の所得		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
㉑～㉒	配偶者控除	一般	5 万円	4 万円	2 万円
		老人	10 万円	6 万円	3 万円
㉑～㉒	配偶者 特別控除	48 万超 50 万円未満	5 万円	4 万円	2 万円
		50 万円以上 55 万円未満	3 万円	2 万円	1 万円
㉓	扶養控除	一般	5 万円		
		特定	18 万円		
		老人	10 万円		
		同居老親等	13 万円		
㉔	基礎控除		5 万円		

市民税・県民税の住宅借入等特別税額控除

前年分の所得税において平成 21 年から令和 7 年までの入居に係る住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた場合、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった金額。ただし、下記の表のとおり限度額が設定され、県民税は 5 分の 2、市民税は 5 分の 3 に相当する金額。

居住年月	平成26年4月から令和3年まで	令和4年から令和7年まで
控除限度額	①前年分の所得税の課税総所得金額等×7% (上限136,500円※1)	②前年分の所得税の課税総所得金額等×5% (上限97,500円)

※1 住宅購入の消費税率が 8%もしくは 10%の場合に限ります。それ以外の場合については、所得税の課税総所得金額等の 5%（最高 97,500 円）が控除限度額となります。なお、居住年が令和 4 年中の方は、新型コロナウイルス感染症の影響等による一定の要件を満たした場合のみ当該控除限度額が適用されます。

市民税・県民税の寄附金税額控除

以下に掲げる寄附金（総所得金額等の 30%を限度）を支出し、2 千円を超える場合、その超えた金額の 6%（個人市民税分）および 4%（個人県民税分）に相当する金額が控除されます。

1	都道府県・市町村または特別区に対する寄附金（「ふるさと納税」）
2	宮城県の共同募金会または日本赤十字社の支部に対する寄附金
3	宮城県または大崎市の条例で定められた公益法人等への寄附金

また、1 の金額が 2 千円を超える場合、その超えた金額について、一定の限度額まで、所得税及び個人市県民税から、合わせて全額控除されます（一定の要件があります。）。

※この控除を受けるには税の申告が必要ですが、一定の条件に該当する税の申告が不要な給与所得者等については、寄附時に寄附先の地方団体に申請することにより税の申告をしなくても控除が受けられる「ワンストップ特例制度」があります。